

いきいき



発行：寒河江市 農業委員会

さがえ 農の風景



左から代表の伊藤貴裕さん、従業員の古沢慶介さん、奥さんの伊藤今日美さん

「やさわでふふっと」をめざして

「農産物を種や苗から育てて生産、販売すること。そして、お客様から喜びの言葉をもたらした時に農業の魅力を感じる」と語るのは「株式会社Farmおとらふ」（寒河江市谷沢）の代表を務める伊藤貴裕さん。

同社は令和4年3月1日設立。社名は、祖父や父の代から作っている、おとう、ラ・フランスをもじったこと、果物をほおばった時に思わず「ふふっと」笑顔や安らぎが心に満ちてくるイメージも込めて命名。

貴裕さんが農業を志そうと思ったのは、大学生の時。父の喜久男さんが病気を患った（現在は回復）ことをきっかけに、「代々受け継いできた農地を守って、地元根差して生活していくのだろうな」とおぼろげに感じるようになったという。

就農当初は喜久男さんから栽培技術を教わり、その後、農業を営んでいる地元の先輩から技術や情報を習得するとともに、同世代の仲間のネットワークも広がっていった。「悩みや将来のことなどを話せる仲間がいることは財産になっている」と貴裕さん。

生産販売は貴裕さん、ホームページの企画や経理事務全般は奥さんの今日美さんが担当。社員は貴裕さんを含め5人。加えて状況に応じ臨時の雇用で対応している。

今後の展開については、体験型の観光農業を手掛けてみたいとのこと。「収穫してそれを箱詰めしてお客さん自ら親戚や友人に発送したり、もぎたての果実をパフェに乗せて味わってもらうなど、できるだけ長い時間滞在して谷沢を味わってもらいたい」と話していた。

株式会社 Farm おとらふ
ホームページ

「地域計画」とは？

約10年後の将来、地域の農地について「誰が」・「どこに」・「何を」作っていくか、地域の皆さんの話し合いによって決めていく計画です。(令和7年3月までに全国の自治体で策定)

これまで

人・農地プラン

地域や集落の話し合いに基づいて地域の農業において中心的な役割を果たす農業者（中心経営体）や地域内の農業の在り方を検討したもの

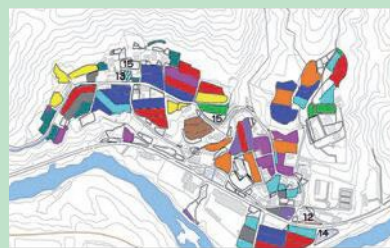
令和5年4月
法改正

農業経営基盤
強化促進法

これから

地域計画 目標地図

農地一筆一筆に、10年後をめどとした将来の耕作者を位置付けていく地図



イメージ

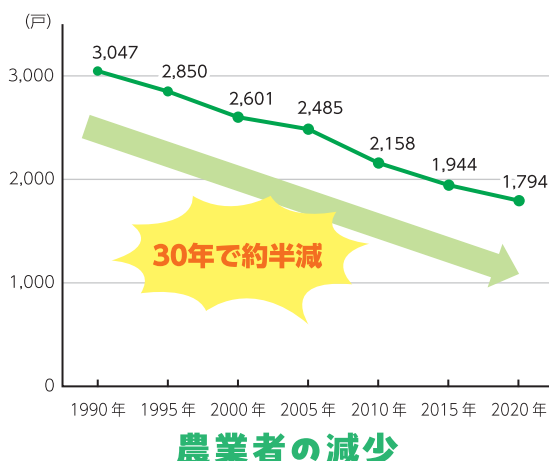
みんなで作ろう！

「地域計画」

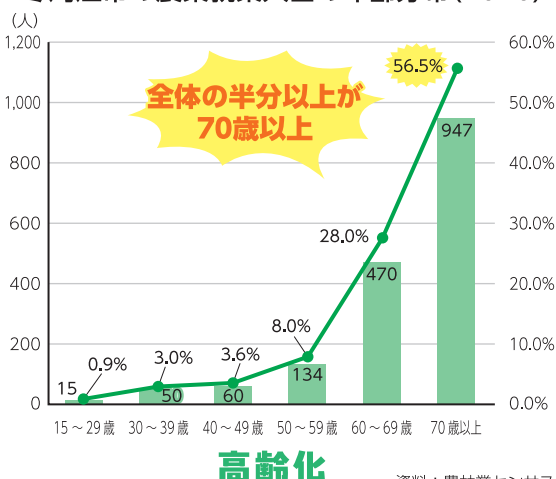
なぜ今作る必要があるの？

農業者の減少・高齢化により、今後耕作されない農地の増加が心配されます。そこで、地域の農地を次世代に残し、地域農業の維持・向上を目指すため、10年後の農地の在り方を示す「地域計画」を策定することが重要となります。

寒河江市の総農家数の推移



寒河江市の農業就業人口の年齢分布(2020)



土地を相続した際の3ステップ

① 登記

ご自身のため、ご家族のため、地域の人のために相続登記（所有者の名義変更）をしましょう。

▶ 手続先：山形地方法務局寒河江支局（電話：0237-86-3258）

② 届出（農地を相続した場合）

法務局の相続登記後、法務局より交付される「登記完了証」の写しを添えて、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」を農業委員会へ提出してください。

▶ 届出先：寒河江市役所 3階 農業委員会事務局（電話：0237-86-2111）

③ 土地活用意思表示（農地を相続した場合）

すぐに買い手や借り手が見つからない場合がありますが、ご希望の方はお近くの農業委員や農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局へご相談ください。

▶ 相談先：農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局（電話：0237-86-2111）

不動産登記法などの改正により、令和6年4月1日から土地の相続登記が義務化されました。相続を知った日から3年以内に相続登記を申請しなければなりません。また、令和6年4月1日より前に相続をしている土地についても相続登記をすることが義務付けられており、この場合は令和6年4月1日から3年以内に相続登記をする必要があります。

農地の相続登記が義務化されました

どうやって作っていくの？

各地域の農地の所有者・耕作者の方々へ、将来の農地利用について意向調査の実施（令和5年12月～令和6年1月に実施）

地域ごとに第1回ワークショップを実施。（令和6年5月末に実施）
現在、だれが・どこで・今何を作っているか整理。

これまで

ワークショップの様子



（西根地区）
令和6年5月20日
JA さがえ西村山西根支所にて



（南部地区）
令和6年5月31日
南部地区公民館にて



（高松地区）
令和6年5月24日
西部地区公民館にて

第1回ワークショップの結果や意向調査をもとにした農地の地図を活用し、「だれが」「どこに」「何を」作付けしていくのか、地図上への位置付けを検討する。

これから

各地域において、8月以降に複数回ワークショップを実施し、地域としての意見を取りまとめます。

話し合いの内容を寒河江市、当農業委員会で取りまとめ、「目標地図の素案」、「地域計画案」を作成。

令和6年12月を目標に各地区での最終協議を行い、令和7年3月に策定。

寒河江市の農地を守るため、
農業者・土地所有者の皆様のご協力をよろしくお願いします。

いさいレディー インタビュー

植物に癒されながら
毎日楽しく
過ごしています

佐藤 愛海さん
(南部地区：24歳)



今回は、南部地区で多肉植物の栽培を行っている佐藤愛海さんにお話を伺いました。

佐藤さんは以前まで植物に関わる会社勤めでしたが、小さい頃から好きだったお花や植物を育てることを仕事にしようという思いが強くなり、始めるなら今しかない一念発起。昨年からは農業の世界に足を踏み入れました。

現在は、多肉植物を中心にきゅうりなど約15品目の作物を約30aの畑で栽培。主に市内産直施設への出荷や、マルシェなどのイベント



たくさんの種類の多肉植物を育てている

トに出店して販売しています。

小さい頃から好きだった植物を育てることへの情熱は今も変わらず、植物に囲まれ癒されながら楽しい毎日を送っているようです。

特に多肉植物は、秋から春にかけて紅葉する時期が一番かわいいのでオススメとのこと。

今後は生産量を増やして、ネット販売なども行うことで販路を増やし、「これがほしかった!」と言ってもらえるような作物を販売していきたいと意気込んでいました。



手入れを行う愛海さん

若い農家や新規就農を目指す方へのメッセージを伺ったところ、「私は家族に農業をしている人がおらず一人で農業を始めましたが、周囲の方々のサポートを受けながら就農することができました。これをやりたい!と思ったことはなんでもチャレンジすることが大切だと思います」と目を輝かせて話していました。

「将来的に交配をしてオリジナル品種も作ってみたい」と語る愛海さん。若手農家のホープとして今後の活躍を期待しております。

(氏名 理香委員)

老後の生活のサポートのため 農業者年金に加入しましょう

60歳未満

国民年金第1号被保険者 (保険料免除者を除く)

年間60日以上農業に従事

の3つの要件を満たせば、どなたでも加入できます。

1. 安全性を重視した運用のため、少子高齢時代に強い年金です。
2. 終身年金で、80歳前にお亡くなりになった場合には、死亡一時金をお支払いします。
3. 公的年金ならではの税制上のメリットがあります。
4. 通常加入なら、保険料の額は自由に選べます。
5. 政策支援加入なら、保険料の国庫補助があります。



詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

編集後記

ただ今農繁期真っ盛り。早朝から夕方まで作物に向き合う毎日ではないですか？ そんな日々「一日一笑。一日一度は心の底から笑うことを心掛け、ストレスを解消していくことがオススメです。」笑うことで脳の「幸せホルモン」が増え、大変な仕事も乗り切れるといわれています。皆様も心と身体のケアのために、毎日笑って過ごしていきましょう。

(眞木早百合委員)

農地パトロールについて

農業委員会では、毎年8月下旬から9月上旬にかけて農地の利用状況を把握するため、農地パトロールを実施しています。農業委員と農地利用最適化推進委員が関係機関と協力して農地を巡回します。日頃より除草や病害虫防除等の適正な管理をお願いします。



農地パトロールの様子